

1 段階 履修番号(10)例題とポイント

<運転免許制度・交通反則通告制度>

<練習問題>

- ① 免許失効後 6ヶ月以内であれば運転しても無免許運転にならない。(ヒント 下記 I-①参照)
- ② 大型特殊免許で普通自動車を運転できる。(ヒント 下記 I-③参照)
- ③ 運転免許は、第一種運転免許、第二種運転免許、仮運転免許の三種類に区分される。(ヒント 下記 I-②参照)
- ④ 普通免許を受けていれば、小型特殊自動車や原動機付自転車を運転しても違反にならない。(ヒント 下記 I-③参照)
- ⑤ 仮免許では練習または路上試験(技能検定)を受ける場合のほかは、路上で運転してはならない。(ヒント 下記 I-⑤参照)
- ⑥ 免許の停止期間中に運転すれば免許不携帯という違反となる。(ヒント I-①参照)
- ⑦ 大型免許では、どのような大型自動車でも運転できる。(ヒント 教本 P126)

1. 運転免許のしくみ 教本P124~140

ポイント



① 無免許運転の禁止

重要

- ・ 有効期間の過ぎた免許での運転
- ・ 免許の停止・仮停止期間中の運転
- ・ 試験合格後から免許証の交付を受けるまでの運転

重要

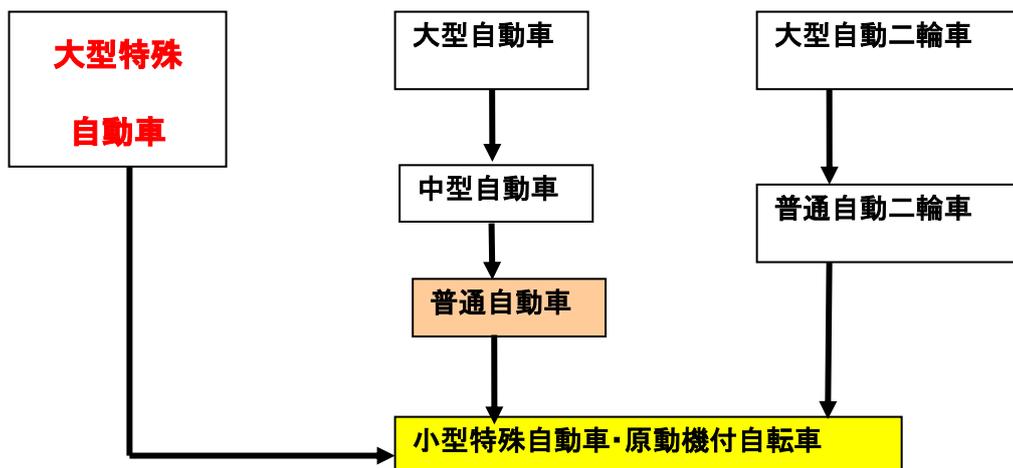
免許を家に忘れて運転した場合は、「無免許運転」ではありません。
免許証不携帯という違反です。

② 運転免許の区分

重要

- ・ 第一種運転免許
- ・ 第二種運転免許
- ・ 仮運転免許(仮免許で原付の運転はできません)

③ 第一種運転免許の種類



ポイント



* 大型特殊免許で、普通自動車は運転できないので注意してね!!

重要

**普通自動車の免許を取得したら、
小型特殊自動車も原付も運転ができる!!**

* 普通自動車とは・・・車両総重量 5トン未満
最大積載量 3トン未満
乗車定員 10人以下
(運転者含む)

* **大型自動車とは**・・・**大型特殊自動車、大型自動二輪車**
小型特殊自動車以外の自動車
車両総重量 11トン以上
最大積載量 6, 5トン以上
乗車定員 30人以上のもの

重要

重要 大型免許を取得したら、どのような(どんな大きな)大型自動車でも運転できる！

④ けん引免許

- ・ けん引免許がある場合・・・車の総重量が750kgを超える車をけん引するとき
- ・ けん引免許がいない場合・・・車の総重量が750kg以下の車をけん引するとき
故障車などをロープなどでけん引するとき

ポイント



故障車をけん引するときには、総重量が750kgを超えているものを引っ張る場合でもけん引免許はいりません。勘違いしないように!!

⑤ 仮運転免許

重要

- ・ 仮免許とは・・・路上で練習するため、検定を受けるために必要な免許。
- ・ 仮免許での条件・・・その車を運転することができる第一種運転免許を3年以上受けている人を横に乗せる。
・車の前と後ろの定められた位置に「仮免許練習標識」を表示する。
- ・ 仮免許の有効期間・・・6ヶ月

単独運転は絶対にダメ!
「仮免取り消し」なる!

重要

有効期限の過ぎた免許証で運転すると無免許運転になります!

⑥ 新規免許の有効期間

- ・ 免許試験で適正試験を受けた日から、**3回目の誕生日+1ヶ月**が経過するまでの期間

⑦ 更新後の免許の有効期間

- ・ 教科書のP129を参照
免許証の更新を受けようと人は、有効期間が満了する2ヶ月前から有効期間が満了する日までに更新を受けなければならない。(更新期間)

ポイント



更新期間は誕生日を挟んで前後1ヶ月です。
ただし、旅行や病気、出産などやむを得ない理由がある場合、更新期間前に更新する事ができます。

⑧ 初心運転者講習

- ・ 免許取得後1年間を初心運転者期間という。
- ・ 初心運転者期間に、違反などでその合計点数が累計3点以上になると初心運転者講習を受けなければならない。(もし、受講しなければ再試験を受けることになります。)
- ・ 初心運転者講習を受けたにもかかわらず、初心運転期間が終了するまでに再び3点以上の違反をすると、試験場にて再試験を受けなければならない。
- ・ 試験場の再試験に不合格となれば、免許証は取り消されます。

ポイント



試験場の再試験は非常に難しいので、ほとんどの人が不合格になるそうです。
再試験を受けるような事にならないように、皆さん、安全運転を!!